



佐賀県公報

平成19年
2月1日
(木曜日)
号外

目次
告示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○告示

○平成十九年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度 (五一・森林整備課) 一

●佐賀県告示第五十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十九年二月一日

佐賀県知事 古川康

				区域の名称			
				筑後川			
川上川	佐賀北部			鳥栖市、神埼市、神埼郡及び三養基郡の一円			
筑後川				同上に含まれる森林			
佐賀北部							
川上川							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賀北部							
佐賙南部							
有田川	六角川	佐賀北部	川上川	筑後川	鳥栖市、神埼市、神埼郡及び三養基郡の一円	唐津市及び東松浦郡の一円	佐賀市及び小城市(小城町及び三日月町に限る。)及び杵島郡の一円
鹿島市、嬉野市及び藤津郡の一円	伊万里市及び西松浦郡の一円	郡の一円	多久市、武雄市、小城市(牛津町に限る。)	六四	四〇六	五四五	三一八
				二七七	二七七	九〇	九〇
				三七二	二六七		
				六四	四三		

申購
込読
先料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年二月一日印
行者佐賀県知事古川康行

印刷定日
所毎週月
株古川総合
印刷曜日